令和4年11月21日 (令和4年11月24日一部修正)

## 死 亡 災 害 等 速 報

" 労災による死亡者を、悲しみをゼロに " 長野労働局

	長野労働局
災害発生月	令和4年10月
事業の種類	一般貨物自動車運送業
<b>災害の概要</b> (注1)	雨天の中、建設現場入口の法肩付近にセーフティーローダー式大型トラック(荷台がスライドし、傾斜するもの。以下「大型トラック」。)を法肩に概ね平行に駐車し、運搬してきたドラグ・ショベル(以下「重機」。)を大型トラックから降ろす際に発生した死亡災害。被災者は、大型トラックの荷台を傾斜・接地させた後、重機(転倒時保護構造)を運転し、折りたたまれていたアームを伸ばしたとこる、重機が荷台を後方斜め(谷側)に滑り落ち、さらに法肩から谷底へ転落した。なお、シートベルトは未着用であった。
<b>災害防止のための</b> ポイント (注2)	建設現場において、重機を貨物自動車(大型トラック)から降るす際は、転落や交通事故による危険を防止するため、平坦かつ堅固であって、重機履帯等の長さを考慮し、重機の積卸しに際して転落等のおそれのない必要な広さを有する場所で行うことができるようにすること。(あらかじめ、運送事業者と元方事業者等施工業者で十分な打合せを行うこと。)  上記作業時において、重機が滑動するおそれのある場合(雨天、積雪・凍結等の気象条件下での作業は特に注意が必要。)は、重機履帯の泥や雪等の滑動要因をあらかじめ除去し、荷台上に砂をまく、貨物自動車荷台に設けられたウインチを用いる、荷台等の接地面に敷板を設置する(荷台等が緩勾配となる)等の重機の滑動防止措置を講じること。  車両系建設機械の転倒・転落による危険のおそれがある場合は、転倒時保護構造を有するものとし、シートベルトを使用すること。

- 本資料は、発生した災害の責任を問うためのものではない。
- 注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程 で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。
- 注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な災害防止対策等を示したものであり、必ずしも本件 災害自体に対応したものとは限らない。